

飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助事業

【目的】

第3次熊本県動物愛護推進計画における入口対策の一環として、飼い主のいない猫の繁殖を抑制することで行政に持ち込まれる犬猫の数を減らすことを目的とし、飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術費用の補助事業を実施する。

【内容】

県内(熊本市を除く)に生息する猫を保護し、動物病院で避妊去勢手術を受けさせ、手術費用の支払いを行った県内在住の個人又は団体に対し、手術費用を補助する。

1頭当たりの補助金額はオス5千円(上限)、メスについては1万円(上限)とする。ただし、手術費用が上記補助金額に満たない場合は、手術費用が補助金額となる。

